



平成 15 年 12 月 2 日

各 位

会 社 名 ア ル ゼ 株 式 会 社  
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 岡 田 和 生  
役 職 ・ 氏 名  
( 登 録 銘 柄 コ ー ド 番 号 6 4 2 5 )  
問 合 せ 先 取 締 役 堀 義 人  
電 話 番 号 0 3 - 5 5 3 0 - 3 0 5 5

## 特許無効審決に関するお知らせ

当社がサミー株式会社および山佐株式会社に対して提起している特許侵害訴訟に関連して、特許庁から平成 15 年 11 月 28 日当社特許権を無効とする審決書が送付されましたので、下記の通りお知らせ致します。

### 記

#### 1. 特許庁の審決の内容

審決要旨 : 当社が保有する特許第 2 5 7 4 9 1 2 号 ( フラグ持越し特許 ) を無効とする。

#### 2. 経緯

本特許権は、当社が東京高等裁判所においてサミー株式会社の主張に基づく**特許庁の無効審決の取消を求め勝訴となった特許第 1 9 0 5 5 5 2 号 ( 前段判定特許権 )** から分割出願して成立した特許権です。

昭和 58 年 4 月 8 日 前段判定特許出願  
平成 2 年 1 月 27 日 本件特許権の分割出願  
平成 8 年 10 月 24 日 **本件特許権登録**  
平成 9 年 4 月 28 日 本件特許に対する被異議申立  
平成 11 年 12 月 28 日 **特許庁が分割異議申立に対して特許維持決定**  
平成 14 年 5 月 31 日 サミー株式会社を特許侵害で提訴 ( 請求額 51 億 4,575 万円 )  
平成 14 年 6 月 26 日 山佐株式会社を特許侵害で提訴 ( 請求額 10 億円 )  
平成 14 年 9 月 17 日 山佐株式会社より本件特許権無効審判の請求  
平成 14 年 10 月 18 日 サミー株式会社より本件特許権無効審判の請求  
平成 15 年 5 月 29 日 **前段判定特許維持の確定 ( 東京高等裁判所判決 )**  
平成 15 年 11 月 17 日 特許庁の無効審判審決

#### 3. 今後の見通し

本審判は、分割出願等の際に手続的な瑕疵があるとして、本件特許権を無効としたものですが、**特許庁は、本特許権について同一の争点に関し、既に 2 度本特許登録手続の有効性を確認する判断を示しており、本審決が審判官の事実誤認に基づくものであることは明らかですので、直ちに無効審決取消訴訟を東京高等裁判所に提起いたします。**

また、本特許権を根拠として**東京地方裁判所に提起しております特許権侵害訴訟は、今回の無効審決とは手続的に独立したものであり、訴訟は係属し続けます。**

**(当該特許権に関連する特許侵害損害賠償訴訟)**

被 告	訴訟提起日	請求額	訴訟経過
サミー株式会社	平成 14 年 5 月 31 日	51 億 4,575 万円	東京地方裁判所において審理中
山佐株式会社	平成 14 年 6 月 26 日	10 億円	東京地方裁判所において審理中

**(無効審決取消を求める弊社主張のポイント)**

本審判は、分割出願が原出願（前段判定特許）の明細書等に記載がないとして分割要件違反等であると審決しているが、本件発明が原出願の明細書および図面から当然読み取れることは、客観的に明らかであります。現に特許庁は特許査定時と異議申立時の2度にわたり分割等は有効であると裁定しています。

以上